

健康福祉審議会について

- ①計画の評価及び平成 30 年度の
施策について・・・・・・・・資料 4
- ②自殺対策計画について・・・・・・・・資料 5

加賀市健康福祉審議会

【計画の評価・平成30年度の施策について】

1. 地域見守り支えあいネットワーク登録者数

地域見守り支えあいネットワークの根幹を成す「避難行動要支援者名簿」には、民生委員児童委員の日々の見守り活動により、毎年300名程度が新たに登録されているが、死亡や長期の施設入所等により登録削除となる対象者も多い状況にある。

引き続き、民生委員児童委員と協働し要支援者の登録を進めていく。

【避難行動要支援者名簿 登録者数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度(目標)
実績数	3,021名	2,927名	2,749名	3,600名

(※1) 要支援者とは・・・

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護や障がい認定で一定以上の判定がある人が主な対象者となる（長期の施設入所や入院は対象外）。

(※2) 「避難行動要支援者名簿」とは・・・

災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市に義務付けられている。市では制度の登録に同意した人について名簿を作成している。

2. 「避難行動要支援者名簿」の提供（共有）の状況

本人同意のもとで作成した「避難行動要支援者名簿」は、民生委員児童委員や区長（町内会）、消防、大聖寺警察署に提供し、要支援者の把握や情報共有に活用している。

また、地区社会福祉協議会とも「個人情報の取り扱いに関する協定」を締結の上、名簿提供を行い、地域の支援者の輪を一層広げている。

提供した名簿を有効活用できるよう、各地区で「見守り座談会」を開催しており、地域の支援者を中心に日々の見守り活動の検討や情報共有などを行っている。今後も引き続き実施する。

【名簿提供数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度(目標)
区長会	260町	269町	272町	282町(全町)
地区社協	10地区	10地区	10地区	17地区
見守り座談会	34回	40回	41回	68回

3. 安心メール事業について

高齢者や障がい者等が所在不明になった際に、不明者の特徴などの情報を、事前に市のホームページのメールマガジン機能を活用した「加賀市安心メール配信サービス」に登録した方に対し提供することで、不明者の早期発見につなげる事業である。

平成30年1月より、子どもの行方不明事案についても本事業の対象とした。

地域包括支援センターブランチ連絡会等で、安心メールの登録に向けての周知を行った。今後、認知症サポーターや校長会、保育士会などにも協力を呼びかけ、制度の周知に努め、より一層の登録者増に努めていく。

配信実績 9件 (H30.3末現在)

登録件数 341件 (")

4. ゆるやかな見守り事業

市内の民間企業が営業活動中に高齢者等の異変に気づいた際、市に連絡することで早期発見につなげる「ゆるやかな見守り事業」を行っている。

引続き、広報や、ホームページで制度の周知に努め、協力事業者の増に努めていく。

○協力事業者・・・18団体〔78事業所〕(前年比：+2団体+18事業所)

○見守り活動を行う従業員・・・667名(前年比：+148名)

5. 地域における生活支援体制の促進

高齢や障がい、子育て、健康の各分野においても支援を充実させるためには、地域の理解や協力・連携が必要であり、民生委員児童委員や区長をはじめ、地域で幅広く活動している地域の人材との連携を強化し、地域での生活を支える仕組みづくりを推進していく。

(ア) 民生委員児童委員の活動支援・活動周知

①情報の共有と連携の強化

民生委員児童委員が地域の見守り支えあい活動をより行いやすくするために、地域の支援者及び、市内14ヶ所に設置している地域包括支援センターブランチのほか各専門機関との連携強化を推進する。

②民生委員児童委員の制度及び活動の周知

民生委員児童委員は地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や制度、活動内容について、広報等で市民に十分に周知・理解を促進することにより、地域の見守り支えあい活動の推進につなげる。

(イ) ボランティア体験

小中学生が、点字や車いすなどを体験する機会を提供し、障がい者理解を深めるとともに地域での障がい者の生活や活動を支援するためのボランティアの重要性について啓発を行う。

また、ふれあい福祉課主催の手話講座への多数の参加もあり、周知・理解を促進することができた。

平成30年度は、市内5小中学校(作見小、南郷小、庄小、河南小、山代中)で開催するとともに、夏休み中の各児童センターで体験教室を開催し、児童や地域の方にも参加をいただく機会を設けることとする。

(ウ) 福祉協力員

地域の福祉ボランティアである福祉協力員は、地区社会福祉協議会が委嘱し、地域での見守り活動を行っており、地区社会福祉協議会とともに避難行動要支援者名簿に登録されている要支援者情報を共有している。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などが、地域で安心して暮らすことができるよう、地区の見守り座談会等で地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携を図り、迅速に対応できるよう見守り体制の構築を推進している。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
見守り座談会の開催回数	34回	40回	41回	68回
民生委員児童委員 の活動の周知	2回	2回	1回	4回
ボランティア体験	35回	26回	19回	25回
奉仕員養成講座等回数	136回	120回	136回	136回
福祉協力員の人数	383名	349名	364名	450名

※ 奉仕員養成講座等・・・奉仕員養成講座、よろしくトーク、手話・音訳・点訳・要約筆記講座、小学生手話講座、こころの健康ボランティア養成講座

6. 成年後見制度の相談体制の促進

社会福祉協議会が開設している「かが成年後見センターほっこり」には、成年後見や権利擁護等に関する様々な相談が寄せられており、必要に応じ成年後見の申し立てや受託を行っている。

相談や問い合わせ件数は年々増加しており、内訳として障がい者の件数が増加している。このため、平成 29 年度より障がい者の後見制度の利用支援に取り組んでおり、平成 30 年度も引き続き取り組んでいく。

【成年後見・権利擁護等に関する相談（延べ件数）】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
実績数	1,030件	1,087件	1,259件	800件

【かが成年後見センターが申し立てを支援した件数】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
支援数	6件	7件	6件	6件

【参考：市社会福祉協議会が受託した成年後見件数】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受託数	6件	7件	6件

【参考：市が申し立てした成年後見件数】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申立数	8 件	3 件	2 件

7. 加賀市包括ケアシステムの推進

(ア) 地域包括ケアシステム構築における背景と目指す体制について

平成 30 年 5 月 1 日現在、67,571 人であり、前年度同時期より約 700 人の減少が見られるが、団塊の世代が 75 歳を超える 2025 年には、人口が約 58,000 人と推計している。このような人口減少と少子高齢化は、後期高齢者の増加、生産年齢人口の減少、独居高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加など、これらの課題にいかにして向き合うかが、課題となる。

(イ) 目指すべき姿

行政は、「全世代型・全対象型」として住民の声を聞き、可能な側面的支援を行うが、「地域の課題は、まず地域で解決する」仕組みづくりを進めることが重要。市においても「部署ごとの解決から、課題ごとの解決」が重要であり、庁内横断ワーキングを組織し、庁内各部署が協働し地域の課題把握や協働事業を実施するなど庁内各部署が横断的に協議する体制構築を推進している。

(ウ) 加賀市地域包括ケアシステムフォーラムの開催について

平成 29 年の市民福祉大会では、「いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり地域包括ケアシステムについて考える」をテーマに、金城大学社会福祉学部 内 慶瑞教授の講演と山中温泉地区、山代温泉地区、動橋地区より、地域包括モデル事業の取り組みの発表をいただいた。

新：平成 30 年度地域包括ケアシステム研修会

- (1)日時 平成 30 年 8 月 11 日（土）13 時 30 分～
- (2)場所 アビオシティホール加賀
- (3)目的 地域包括ケアシステムの推進により、「全世代型・全対象型」の「地域共生社会」を目指す意識の醸成を図る機会とする。
- (4)内容 講演、実践発表、パネルディスカッション

8. 消費生活センターの取組みについて

多発する消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者被害に対する「見守り」が求められている。地域での「見守り座談会」においても、地域の支援者による見守り活動の中に消費者被害に関する見守りの視点もプラスしてもらおうほか、「加賀市地域見守り支えあい推進会」を消費者被害防止に向けた法定協議会と位置づけ、市の消費者被害防止に向けた施策をより一層推進していく。

【窓口相談の主な内容】

年度	平成 27 年度（実績）	平成 28 年度（実績）	平成 29 年度（実績）
アダルト情報サイト	27件	51件	6件
フリーローン・サラ金	22件	25件	41件
インターネット通信	21件	21件	29件
健康食品	8件	7件	13件
投資	6件	3件	5件
その他	128件	139件	275件
計	212件	246件	369件

【出前講座の開催回数】

年度	平成 27 年度（実績）	平成 28 年度（実績）	平成 29 年度（実績）
高齢者団体	24回	17回	28回
小中学校・保育園	6回	—	—
高等学校	—	—	1回
その他	14回	17回	12回
計	44回	34回	41回

【資料等】

<別冊資料>

- ・地域見守り支えあいネットワーク広報写・名簿様式
- ・地域見守り支えあいネットワーク登録勸奨チラシ
- ・安心メール事業概要図
- ・ゆるやかな見守り事業概要図
- ・ゆるやかな見守り事業の協力依頼の広告
- ・加賀市地域包括ケアビジョンにおける主な協働事業
- ・消費生活センターニュース

加賀市健康福祉審議会

9. 生活困窮者および若者等就労支援の取組み

(ア) くらし就労サポート室の設置 (平成 29 年 4 月開設)

生活面や社会面で複合的な課題を抱えている若者を始めとする生活困窮者等 (以下、「要支援者」という。) にとって就労は、経済的な自立に資するだけでなく、社会参加や自己実現、知識や技能の習得につながるものであり、ひいては地域社会の活性化にも寄与することになる。

平成 29 年 8 月に開設した「まるごとワーク加賀 (無料職業紹介所)」では、企業開拓や職場見学等を行っており、ハローワークだけでは、なかなか就労に結び付かない若年無業者等に対し生活困窮者自立支援事業と一体的に支援している。特に稼働年齢層にある就労が可能な者について、企業とのマッチング等を行い、適切な就労支援を行っていくことにより、経済的な自立につなげることとした対応を継続していく。

<まるごとワーク加賀 (無料職業紹介所) >

市内の企業と連携しながら協力企業の登録を行い、企業見学・職場体験を前提とした職業紹介事業を実施、引き続き企業開拓と相談者のマッチングを実施。

ハローワークとも連携し、相談者に適した企業紹介等の支援を行っていく。

※ 平成 29 年度の職業紹介等の実績

登録事業者数・・・26 社 企業見学・体験・・・48 回

職業紹介件数・・・10 件 (うち採用件数・・・8 名)

(イ) 生活困窮者自立支援の状況

生活困窮者自立支援事業については、加賀市・加賀市社会福祉協議会・ハローワーク等による「生活困窮者自立支援会議」を開催しており、就労可能な要支援者に対して、プランの作成や就労指導を行い生活困窮からの早期脱却を支援している。

また、生活保護受給者については、稼働年齢層で就労可能と判断した者について、被保護者就労支援事業との連携により、生活保護からの脱却や保護費の削減につながるような支援を引き続き行っていく。

【生活困窮者自立支援の状況】

年 度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 31 年度 (目標)		
	生活保護	生活困窮	生活保護	生活困窮	生活保護	生活困窮	生活保護	生活困窮	
相談実績数 (延べ)	—	592 件	—	732 件	—	913 件	—	—	
うち自立支援	要支援対象者	26 件	97 件	24 件	119 件	20 件	76 件	20 件	120 件
	プラン作成	—	28 件	—	49 件	—	46 件	—	55 件
	就労者数	7 件	24 件	14 件	28 件	9 件	34 件	10 件	40 件
	就労率	27%	85%	58%	57%	45%	74%	50%	72%

※就労率及び目標は、生活保護については、要支援対象者に対する就労者の割合。生活困窮については、プラン作成して就労に結びついた割合 (まるごとワーク加賀分を含む)。

(ウ) 学習支援事業

学習支援は、生活困窮世帯等の子ども（被保護世帯の子どもを含む）の居場所の確保や、学習に対する姿勢の動機付け等を支援することにより、最終的には高等学校への入学及び卒業を目指して将来に渡り貧困の連鎖に陥らないようにするための支援を行っている。

実施にあたり、地域の実情に応じて柔軟に取り組んでおり、生活困窮世帯として差別されないように世帯の資産や収入に関する要件は定めずに募集している。

【学習支援の状況】

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
参加者数	1 6 8 名	2 0 7 名	2 2 0 名
うち、困窮世帯数	2 3 名	3 3 名	5 5 名
参加率	1 7 %	1 6 %	2 5 %

※参加率は、参加者のうち生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもの割合

(エ) 就労準備支援事業

就労準備支援は、就労に向けての準備が整っていない者や生活のリズムが崩れている者、引きこもり等自力で就労活動が出来ない者に対し支援し、就労に結び付けることで将来の貧困の解消を目指すもの。

就労準備支援の対象者の要件としては、資産や収入要件等があるが、ひきこもりやニートなど将来にわたり貧困の恐れがある場合には要件を満たしていなくても対象者として認めている。

引続き、まるごとワーク加賀と連携して支援を強化していく。

【就労準備支援事業の実績】

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
相談数	6 件	1 2 件	—
支援者数	3 件	1 1 件	2 0 件
一般就労	1 件	2 件	1 0 件

10. まるごとワーク加賀（無料職業紹介所）【再掲】

平成 29 年 8 月に開設し、市内の企業と連携しながら協力企業の登録を行い、企業見学・職場体験を前提とした職業紹介事業を実施、引き続き企業開拓と相談者のマッチングを実施している。

1.1. 就労支援カレッジ事業の取り組み

都市部（関西方面）の就労希望の若年無業者等を豊中市や泉佐野市のNPO法人等が受け入れ、就労に必要な基礎的な技術や地方での暮らし方を習得させた後に加賀市に場所を移し加賀市での就労に結び付ける。

人材の不足が課題となっている農業や観光の分野においての人材確保に資する事により、生活に困窮する若者等の自立を促進するとともに都市部から加賀市へと新しい人の流れを生み出し強いては若者の就労と加賀市への定住に寄与する。

また、平成30年度には、これまでの実績を踏まえサポートオフィスを開設し、体験者に対する現地での就労支援の強化を図る。

平成29年度の実績

分野	体験者数	就労者数
農業分野	45名	0名
観光分野	38名	0名

※農業分野においては主に果樹園を主体に実施。観光分野においては主にシングルマザー等を対象に旅館等で実施。

【資料等】

- ・リーフレット（3部）

1. 計画策定の背景【別冊資料2～4 ページ】

- 平成18年6月に、国において自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図るため「自殺対策基本法」が成立し10月より施行された。「個人の問題」から自殺は広く「社会の問題」と認識され国を挙げた自殺対策の推進の結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となる。
- 「自殺対策基本法」施行後10年が経過し、平成28年4月に、「自殺対策基本法」の一部が改正施行され、市町村は「自殺総合対策大綱」及び県の計画並びに地域の実情を勘案し自殺対策の計画づくりが義務化された。（法第13条第2項）

2. 自殺総合対策大綱とは【別冊資料5・6 ページ】

- 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、平成19年6月に閣議決定され、平成24年8月と平成29年7月に見直しされた。

3. 計画策定の目的

- 自殺死亡率の低減の目標設定はあるが、自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因が大きく影響している。
- そのため、単に自殺者数の低減を図るものではなく、「自殺対策基本法」の基本理念に基づき、自殺の諸要因の解消に資する支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備の充実等、地域の実情に応じた自殺対策についての計画を策定する。

4. 市の現状と取組み【別冊資料7～10 ページ】

- 自殺死亡率では平成10年～15年は高い傾向にあるがその後増減はあるものの減少傾向にある。平成17年（30.9）→平成28年（12.2）
- 毎年の実自殺者数では、女性より男性が多い。
- 平成23年～27年の過去5年間の自殺者数（総数）では、男性が多く、男女とも70～74歳が多い。10歳以下はゼロである。
- 市のこれまでの取組み。

5. 計画策定の体系【別冊資料11 ページ】

- 「4つの分科会」において各分野別の意見を聴取し、「健康福祉審議会」において諮問答申を行う。
 - 健康福祉審議会及び各分科会は①現状分析・課題の整理 ②目標の確認 ③計画案・対策への提言を行う。
 - 庁内における意見聴取のみならず、教育委員会及び消防、医療機関、保健福祉センター等の関係機関の意見を聴取する。
- ※計画策定業務を外部委託業者とともに連携し策定を進める。

6. スケジュール(案) 【別冊資料 11・12 ページ】

- 全庁各課の自殺対策関連事業の洗い出しを行い、必要時庁内及び関係団体へのヒアリング（意見聴取）を行う。
- 各分科会の開催に応じて委員の意見を聴取し、平成 31 年 1 月の健康福祉審議会には計画素案、3 月には最終案の提示を行う。
- 健康福祉審議会で検討した計画案を市長に答申後、市民から広く意見を募集する「パブリックコメント」を行う。
- 計画策定後、市民向け、関係機関向けの研修会（講演会）を行う。

7. 計画の期間【別冊資料 13 ページ】

- 平成 31 年～36 年度(2019～2024 年度)の 6 年間とする。策定後 3 年をめどに中間評価を行う。
 - 第 4 期地域福祉計画（福祉こころまちプラン）平成 32 年～36 年度(2020～2024 年度)が計画期間であることから、整合性を考慮し一体的な施策の推進を図る観点より、次期の自殺対策計画は、第 5 期地域福祉計画(2025～2029 年度)の一部として策定し、章立てとして一体的に計画策定を行う。
 - 各計画の調和及び整合性を図る。
 - 自殺死亡率数値目標
 - 1)旧大綱
 - 平成 28 年までに、自殺死亡率を平成 17 と比べて 20%以上減少させる
 - 実数：平成 17 年(30.9)→目標：平成 28 年(24.7) 実数：平成 28 年(12.2)
 - 2)新大綱
 - 平成 38 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べ 30%以上減少させる
 - 実数：平成 27 年(21.0)→目標：平成 38 年(14.7)
- ※平成 38 年に加賀市の人口が 6.8 万人の場合自殺者数を 10 人以下とする

8. 計画の構成【別冊資料 14 ページ】

- 第 1 章 計画の基本的な考え方
- 第 2 章 自殺の現状と課題
- 第 3 章 施策の基本的な視点と計画の数値目標
- 第 4 章 施策の推進方策